

診療録等の開示についてのご案内

1. 診療録等の開示を求めることができる対象者

1) 原則として患者様ご本人となります

2) 次に掲げる場合には、患者様ご本人以外の方が患者様ご本人に代わって開示を求めることができます

- ・患者様ご本人に法定代理人がいる場合には、法定代理人
※ただし、満15歳以上の未成年については、疾病の内容によっては患者様ご本人のみの請求を認めることができます。
- ・患者様ご本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる方
- ・患者様ご本人が成人であるが、判断能力に疑義がある場合には、現実に患者様ご本人のお世話をしているご親族及びこれに準ずる方

3) 患者様ご本人が死亡された場合の特例

患者様ご本人が死亡された場合には、特例的にご遺族を診療情報提供の対象者とします。

患者様ご本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重しつつ、慎重に審議した上で、開示の可否を決定することになります。

この場合のご遺族とは・・・

配偶者、子、父母およびこれに準ずる者(内縁、事実上の養親子関係、特別縁故者)となります。

2. 診療録等の開示に必要な書類

～申請者が患者様ご本人様の場合～

- ・ 身分証明書
- ・ 当院書式の診療記録等開示申出書

～申請者が患者様のご家族様の場合～

- ・ 申請者様の身分証明書
- ・ 患者様とご家族であることを証明できる書類(例)戸籍謄本写し、住民票写し
- ・ 患者様本人の委任状(患者様が死亡されている場合は不要)
- ・ 患者様本人の身分証明書
- ・ 当院書式の診療記録等開示申出書

～申請者が弁護士・保険会社の場合～

- ・ 申請者様の身分証明書
- ・ 弁護士であることを証明できるもの、または保険会社の職員を証明できるもの
- ・ 患者様の委任状もしくは同意書
- ・ 患者様本人の身分証明書
- ・ 当院書式の診療記録等開示申出書

※身分証明書とは、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、マイナンバーカード(通知カードは不可)等、その他公的機関の発行するもので、顔写真・氏名・生年月日の記載があるもの

※上記をお持ちでない場合は健康保険証、年金手帳、介護保険証、会社の身分証明証又は学生証、当院診察券、公的機関が発行した資格証明証のいずれか2点をご用意ください

3. 診療録等の開示申請の流れ

開示申請

窓口にて申請：必要書類をご持参の上、窓口で申請をお願い致します。

郵送にて申請：必要書類すべての郵送をお願いします。

なお、郵送にかかる実費は申請者の方で負担いただきます。

また必要書類の不足があった場合、書類の追加をお願いする場合がございます。

※開示に併せて、医師による口頭説明や、説明文書の交付を求めることもできます。

※第三者から得た情報(他院からの紹介状等)の提供については、当該第三者の了解が条件となるため、原則当院では第三者から得た情報は開示致しません。ご希望の方は、申請時にお申し付けください。



院内審議、開示準備

申請受理後、院長・主治医・看護部長等で審議をさせていただきます。

※患者様本人の治療効果等への悪影響が懸念されるときは開示できない場合があります。

※院内審議の結果が出てから開示の準備を行いますので、提供までに2~3週間程度かかります。



開示準備終了

院内審議後、開示準備も終わりましたら、開示可否と請求金額についてご連絡を致します。

請求金額は診療録の印刷枚数によって金額が異なる為、開示の準備が終了してからとなりますことをご了承ください。

4. 診療録等の開示請求手数料について

診療録等の開示請求に関する費用につきまして、以下にご案内致します。

審査の結果、開示しない場合でも開示請求手数料がかかりますことをご了承ください。

項目	単位	金額(円)	備考
医師面談料	30分	5,500(税込)	医師の面談料として
事務手数料	ご本人・御家族	3,300(税込)	開示手続き、作業に要する手数料として
	上記以外の第三者	5,500(税込)	
コピー料(白黒)	1枚	20(税込)	両面印刷は2枚扱いとする
コピー料(カラー)	1枚	50(税込)	両面印刷は2枚扱いとする
レントゲン・CTの画像(CD-ROM 1枚)	ご本人・御家族	1,100(税込)	
	上記以外の第三者	3,300(税込)	
説明文章の交付	1件	5,500(税込)	

診療録等開示についての対応時間

平日：8時45分～17時

土曜：8時45分～12時30分

※日曜、祝日は対応できませんので、ご了承ください。